

第5章 介護保険事業計画

5-1 介護保険サービス計画

1. 対象者数の見込

平成21年度から平成23年度までの要介護認定者の推移を基礎とし、要介護度人数分布を把握しました。

この人数分布の割合（高齢者人口に対する出現率）をもとに、計画期間中の高齢者人口推計に従って、平成24年度から平成26年度の要介護度別に居宅サービス対象者数を推計しました。

第39表【居宅サービス対象者人数】

(単位：人)

対 象 者 区 分	H24	H25	H26
標準的居宅サービス利用者 (ケアプラン作成)	181	186	192
要支援1	78	79	81
要支援2	33	35	38
要介護1	35	38	39
要介護2	14	11	14
要介護3	12	12	10
要介護4	5	7	6
要介護5	4	4	4
認知症対応型共同生活介護利用者 (グループホーム)	33	34	35
特定施設入所者生活介護利用者 (ケアハウス入居者)	23	24	24
合 計	237	244	251

2. 居宅・介護予防サービスの見込

(1) 居宅介護支援・介護予防支援事業所

要支援・要介護認定を受けた在宅の要介護者等が、介護保険から給付されるサービス等を適切に利用できるように介護（予防）サービス計画（ケアプラン）が作成されます。

介護（予防）サービス計画は自分で作成しても保険給付は受けられますが、ほとんどが専門の居宅介護支援・介護予防支援事業所に依頼しております。介護支援専門員（ケアマネージャー）は現在本町には4カ所の事業所に9名の介護支援専門員が配置されています。

第40表【ケアプラン作成見込数】

(単位：人)

区 分	H 2 4	H 2 5	H 2 6
居宅サービス	6 9	6 9	7 0
介護予防サービス	9 8	9 8	9 8
合 計	1 6 7	1 6 7	1 6 8

(2) 訪問介護・介護予防訪問介護サービスの見込

訪問介護（ホームヘルプサービス）事業は、訪問介護員（ホームヘルパー）等を派遣して、調理・洗濯・掃除等の家事や入浴・排泄・食事等の介護を行い、健全で自立した日常生活を送ることができるよう援助するとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。

本町では、社会福祉法人、民間事業所及びNPO法人の3カ所がサービスを提供しています。

第41表【訪問介護・介護予防訪問介護サービス年間延べ利用人数の見込】

(単位：人)

区 分		H 2 4	H 2 5	H 2 6
居宅サービス	必 要 量	5, 3 1 1	5, 4 6 4	5, 5 0 9
	供 給 量	5, 3 1 1	5, 4 6 4	5, 5 0 9
介護予防サービス	必 要 量	3 2 2	3 3 0	3 5 7
	供 給 量	3 2 2	3 3 0	3 5 7
合 計	必 要 量	5, 6 3 3	5 7 9 4	5, 8 6 6
	供 給 量	5, 6 3 3	5 7 9 4	5, 8 6 6

(3) 通所介護・介護予防通所介護サービスの見込

通所介護（デイサービス）事業は、居宅要介護者等がデイサービスセンターに通い、食事や入浴の提供、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行います。

本町では、社会福祉法人、民間事業所の2事業所が実施しています。

第42表【通所介護・介護予防通所介護サービス年間延べ利用人数の見込】

(単位：人)

区 分		H24	H25	H26
居宅サービス	必 要 量	4,390	4,464	4,544
	供 給 量	4,390	4,464	4,544
介護予防サービス	必 要 量	936	972	971
	供 給 量	936	972	971
合 計	必 要 量	5,329	5,436	5,515
	供 給 量	5,329	5,436	5,515

(4) 訪問看護・介護予防訪問看護サービスの見込

訪問看護事業は、居宅要介護者等に居宅において保健師、看護師などによる療養上の介護または必要な診療の補助を行います。

本町では、2民間事業所が指定を受け、1事業者がサービスを提供を実施していますが、1事業所については、現在休止となっています。

第43表【訪問看護・介護予防訪問看護サービス年間延べ利用人数の見込】

(単位：人)

区 分		H24	H25	H26
居宅サービス	必 要 量	540	540	514
	供 給 量	540	540	514
介護予防サービス	必 要 量	0	0	0
	供 給 量	0	0	0
合 計	必 要 量	540	540	514
	供 給 量	540	540	514

(5) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの見込

短期入所生活介護事業は、居宅要介護者等が特別養護老人ホームを一時的に利用し、食事・入浴・排泄等の介護や日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

第44表【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス年間利用日数の見込】 (単位：日)

区 分		H 2 4	H 2 5	H 2 6
居宅サービス	必 要 量	7 5 5	7 3 8	7 6 5
	供 給 量	7 5 5	7 3 8	7 6 5
介護予防 サービス	必 要 量	1 2	1 2	1 2
	供 給 量	1 2	1 2	1 2
合 計	必 要 量	7 6 7	7 5 0	7 7 7
	供 給 量	7 6 7	7 5 0	7 7 7

(6) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービスの見込

短期入所療養介護は、居宅要介護者等が介護老人保健施設や介護療養型医療施設を一時的に利用し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療や日常生活の世話を行います。町内では提供する事業所はありません。

(7) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション事業は、居宅要介護者等に住居において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。町内では、提供する事業所はありません。

(8) 特定施設入居者生活介護サービスの見込

特定施設入居者生活介護は、ケアハウス等に入所している要介護者等について、当該施設が提供する食事・入浴・排泄等の介護やその他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行います。

平成22年度より町内の社会福祉法人においてサービスの提供が開始されました。

第45表【特定施設入居者生活介護サービス月平均利用人数の見込】 (単位：人)

区 分	H 2 4	H 2 5	H 2 6
人 数	2 3	2 4	2 4

(9) 福祉用具・介護予防福祉用具の貸与

福祉用具・介護予防福祉用具の貸与は、要介護者等に対して日常生活の便宜を図るためや機能訓練のために歩行杖や車いす等の福祉用具を貸与します。

貸し出しの対象となる福祉用具は次の12種類です。

- ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤褥そう（床ずれ）予防用具 ⑥体位変換器 ⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行補助杖 ⑪認知症老人徘徊探知機 ⑫移動用リフト（吊り具の部分を除く）

(10) 福祉用具・介護予防福祉用具の購入費

福祉用具・介護予防福祉用具の購入費は、福祉用具のうち貸与になじまない入浴や排泄に要する用具の購入費を支給します。

保険給付の対象となる福祉用具は次の5種類です。

- ①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトの吊り具の部分

(11) 住宅改修費

住宅改修費は、手すりの取付けや段差の解消など小規模な住宅改修費用を支給します。保険給付の対象は次の6種類です。

- ①手すりの取付 ②段差の解消 ③滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取り替え ⑤洋式便器等への便器の取り替え ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

3. 地域密着型サービスの見込

(1) 認知症対応型共同生活介護サービスの見込

認知症対応型共同生活介護は、要介護状態にある認知症の人が共同生活を営む住居で、食事・入浴・排泄等の介護やその他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

町内では、2民間事業所がサービスを提供しています。

第46表【認知症対応型共同生活介護サービス月平均利用人数の見込】（単位：人）

区分	H24	H25	H26
人数	33	34	35

(2) その他

地域密着型サービスには①のほかに夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護のサービスがありますが、町内では供給する事業者はありません。

4. 施設サービスの見込

平成21年度から平成23年度までの施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群）の入所状況及び町内施設の空床状況等を勘案し、平成24年度から平成26年度までの施設入所者数を見込みました。

計画最終年度の平成26年度における施設サービス利用者率は高齢者人口比の3.6%と推計しました。入所比率が第3期計画より減少していますが、これは介護療養型医療施設への入所者が減少しているためです。

第47表【施設入所者の見込】

(単位：人)

区 分	H24	H25	H26
施設サービス合計	73	73	73
介護老人福祉施設	64	64	64
介護老人保健施設	6	6	6
介護療養型医療施設	3	3	3
65歳以上人口	1,949	1,982	2,048
施設サービス利用率 (%)	3.7	3.7	3.6

※第4期計画（平成23年度）施設サービス利用率 3.7%

5. 療養病床の円滑な再編

平成18年に示された医療制度改革において、介護療養病床を再編することが決まり、介護療養サービスを提供してきた病院が、平成23年度末までに老人保健施設やそれ以外の高齢者施設等に転換するという内容のものでしたが、平成29年度末まで延期となっています。

町内では、1医療機関が療養型病床（14床）を保有しておりましたが、平成23年4月1日無床診療所への移行により平成23年3月末に廃止となっています。

5-2 介護予防事業

1. 二次予防事業

(1) 二次予防事業における対象者把握事業

要介護状態になるおそれの高い状態にある二次予防対象者を早期に発見し、対応できるように、保健、医療、福祉等の連携により情報を把握するとともに、日常生活圏域ニーズ調査の結果をもとに実態を把握します。

第48表【二次予防対象者の見込】

区 分	H 2 4	H 2 5	H 2 6
人 数	297 人	347 人	372 人
高齢者人口	1,949 人	1,982 人	2,048 人
実施割合	15.23%	17.51%	18.16%

(2) 通所型介護予防事業

運動機能や口腔機能の低下、低栄養は要介護状態につながる重要な要因です。運動機能上げるには良好な栄養状態が必要で、口腔機能の低下は低栄養につながるなど、「運動」「口腔」「栄養」が密接に関わっています。そのため、これらのプログラムを複合的に行うことで、より効果的に生活介護予防への意識づけを行い、対処する方法を学び、取り組む気持ちをもつことができるよう相談や指導を行います。

また、通所により他の参加者との交流を通じて、健康への影響要因である人と人との絆やコミュニティの大切さを再確認する機会とします。

(3) 訪問型介護予防事業

外出の機会が少なく、社会参加が限られている方は、要介護状態になる可能性が高いため、介護予防の必要性について意識づけを行うとともに、相談先や利用できるサービス等について情報提供等を行い、早期に相談・対応をはかる必要があります。

そのため、対象者の居宅を訪問し、生活機能の低下に関する課題を生活状況を含めて総合的に把握・評価し、必要な相談や指導を行います。

2. 一次予防事業

(1) 介護予防普及啓発事業

高齢者の健康寿命をのばし、生活の質を高めていくためには、健康づくりと介護予防を地域で総合的に展開していく必要があります、身体的な面だけでなく精神面・社会面においても活動性を維持・向上させることが大切です。

そのため、健康づくりや生きがいづくりに関する関係機関との連携をはかり、健康づくりや介護予防の必要性について健康教育や教室を開催する等、知識の普及啓発に努めます。

(2) 地域介護予防活動支援事業

介護予防を地域全体ですすめていくためには、地域において介護予防に向けた自発的な活動が広く実施され、自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを主体的に実施していくことが大切です。

社会活動や役割をもつことは健康感や生きがいに寄与し、活動性の維持・向上につながるため、ボランティア等の人材育成のための研修や健康教育を実施し、地域活動組織の育成支援に努めます。

3. 任意事業

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように、高齢者のニーズに応じて生活支援のサービス提供のための地域包括ケアシステムの実現に向け、次の事業を推進します。

(1) 介護給付等費用適正化事業

介護給付費の適正化については、国保連合会から提供される介護給付費通知の活用により、サービス内容のチェック及び住宅改修時の設置状況の確認等を実施しています。

適正な介護保険運営のため、介護保険運営協議会にて介護保険給付や高齢者の実態について今後も検討を行います。

(2) 家族介護支援事業

①家族介護教室

要介護高齢者等を介護する家族等に対して、適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用が習得できる教室などを開催します。

②認知症高齢者見守り事業

認知症に関する理解を深めるための講座や講演会の開催により、地域が主体となって認知症高齢者やその家族を支援する体制づくりを進めます。

③家族介護継続支援事業

寝たきり又は認知症高齢者を在宅で介護している家族等を対象として、健康などの各種相談や介護用品の支給などを行います。

(3) その他の事業

①成年後見制度利用支援事業

判断能力の不十分な認知症高齢者等が、人権を損なわれることなく安心して生活ができるよう制度の周知を行うとともに、低所得者の制度利用を推進するために、費用負担の軽減に向けた支援事業を実施します。

②福祉用具、住宅改修支援事業

居宅介護支援を利用していない要介護者等の住宅改修に関して相談、助言、情報提供を行い、住宅改修費の支給申請に必要な理由書を作成した事業者に対し経費の助成を行います。

③地域自立生活支援事業

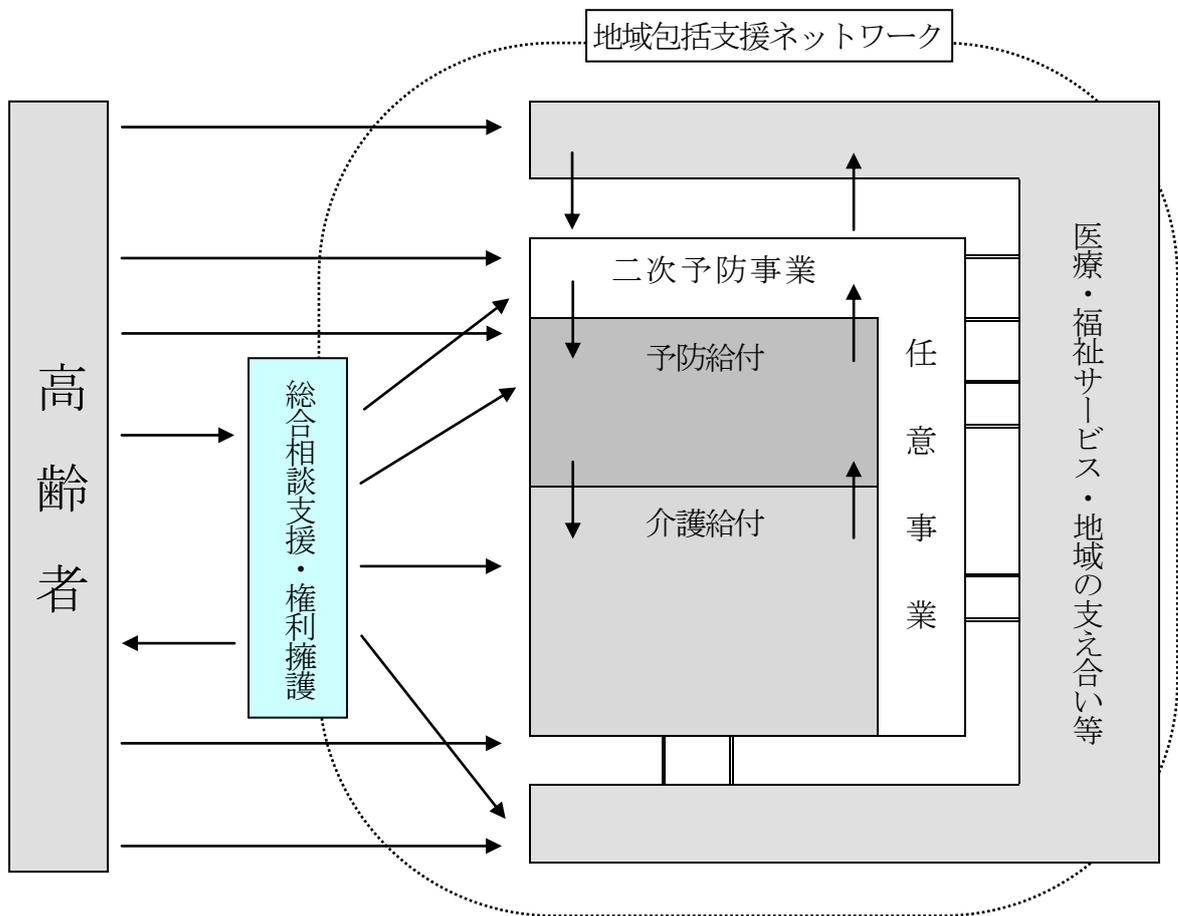
高齢者が住みなれた地域で自立した生活が継続できるよう、次の事業を推進します。

- ・ 高齢者世帯への生活支援員の派遣
- ・ 在宅介護支援センターとの連携強化
- ・ 栄養改善が必要な高齢者に対する配食サービスを活用したネットワークづくり
- ・ 医療機関との連携強化

5-3 地域包括支援センター

人口の急激な高齢化が進展する中で介護を必要とする高齢者が増加しており、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるためには、生活上のさまざまな課題を総合的に支援することが求められています。

このため、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けるために、地域包括支援センターを拠点として相談支援や情報提供、介護予防プランの作成などをはじめとする多様な支援を継続的かつ包括的に提供していきます。



(1) 総合相談

高齢者やその家族の介護に関する相談や心配ごと、健康や福祉、医療や生活など、総合的な相談を受け、問題に応じた適切なサービスや機関、制度の利用につなげます。

◇相談支援

◇実態把握・情報収集

(2) 介護予防の推進

要介護状態になることをできるだけ予防することができるよう、本人や家族ができることを支持し、対象者の状態に応じて適切に介護保険サービスや地域資源等の活用ができるよう支援を行います。

◇要支援認定者へのケアマネジメント

◇二次予防対象者へのケアマネジメント

(3) 地域ケアの推進

地域の関係機関等との連携を通じて、要介護者を支援するためのケアマネージャーの後方支援を行います。また、高齢者あんしんネットワーク会議の体制強化を図ります。

◇地域ケア推進のための会議

◇地域のケアマネージャーなどの支援

◇高齢者あんしんネットワークの体制強化

(4) 認知症ケアの推進

認知症に対する理解を深め、認知症予防への知識の普及を図るとともに、早期対応・早期発見や家族等介護者を援助できる体制を強化します。

◇認知症高齢者の理解

◇地域見守り体制の強化

(5) 権利擁護事業の推進

判断能力の不十分な認知症高齢者や介護が必要な高齢者等が、人権を損なわれることなく安心して暮らせるよう、権利擁護制度の周知・啓もうを行うとともに必要な支援を行います。

◇高齢者虐待への対応

◇成年後見制度の利用支援